

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年2月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

議長 河野勝彦君

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

八代静枝君	小澤重則君
山本今朝雄君	藤原正夫君
保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	土屋哲夫君	総務部長	加々美英君
教育部長	市川孝嗣君	秘書政策課長	有泉善人君
企画財政課長	小田切正男君	総務課長	中村宗和君
消防防災対策室長	保延克教君	市民窓口課長	清水春雄君
市民活動支援課長	勝村秀彦君	教育総務課長	奥野経雄君
学校教育課長	小林修君	生涯学習文化課長	藤本さゆり君
スポーツ振興課長	斉藤積君	総合政策係長	石合雅史君
財政係長	坂本一彦君	総務係長	生山勝君
人事係長	高鳥悟君	給与係長	望月新路君

消防防災係長 望 月 映 樹 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金 丸 博	書	記	小 澤 明
書 記	興 石 文 明	書	記	松 井 恵 美

開会 午後 1時26分

○書記（小澤 明君） 改めまして、こんにちは。ご参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまより総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、米山委員長よりごあいさつをいただき、委員長により議事のほうを進めさせていただきます。

それでは、米山委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 改めまして、こんにちは。

大変お寒い日が続いておりますけれども、寒い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

一雨ごとに暖くなるという時期でございますけれども、早く暖かくなってほしいと思いますし、また、それとともに経済のほうも暖かくなってほしいと、上向きになってほしいと思っておりますが、特にこの季節になりますと、花粉症ですとか、また中国のほうから、ことしはまた新たな、黄砂ばかりではなくてPM2.5というような何か有害物質も一緒に飛んでくるようなことを言われております。花粉症がある方は、ぜひ気をつけていただきたいと思います。3月に入りますと、3月議会ということで、長い期間の議会が、会議が始まります。体に気をつけていただきたいと思います。

きょうは、3月議会を前にしての委員会ということで、今までの懸案となっております事柄やそれぞれのご報告等がありました。また緊急経済対策というようなことで、3月議会への対応となる補正予算等も説明があるようでございます。ただ、個々の事業等につきましては、議案となっておりますものにつきましては、また議会の中の議案審査の中で十分審議をしていただきますようお願いいたします。

そんなことで、時間も限られておりますので、有意義に、また効率的に議事が進行できますようにご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

最初に、1番の（仮称）甲斐市まちづくり基本条例骨子（案）について、担当より説明をお願いいたします。

有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） どうもご苦労さまでございます。

秘書政策課のほうから、甲斐市まちづくり基本条例の骨子（素案）につきまして、説明をさせていただきます。

説明に入る前に、まことに申しわけございません。資料の1ページでございますけれども、太文字ですが、「自治（まちづくり）基本条例制定の目的」という形が書いてありますけれども、これは「まちづくり（自治）基本条例の制定の目的」と、その下のほうに行きますと、まちづくり（自治）基本条例制定の意義とありますが、それと同じ条例の形になりますので、申しわけないですけれども、括弧とその前の語句を入れかえをお願いしてもらいたいと思います。下の形のほうにお願いしたいと思います。申しわけございません。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、この条例をつくる目的ということになりますけれども、1ページに書かせていただきましたけれども、今、国の進める中で、地方分権、地域主権というものが進められてきております。当然その推進するに当たりましては、市民の参加、それから市民の協働というもとの、まちづくりを進めていくということが必要になってくるとうたわれております。当然それを推進するために、甲斐市といたしましても、この条例を制定して推進する考え方、もしくはルールというものをこの条例の中で共同認識していただきたいという目的のためにこれを作成するものでございます。

このことにつきましては、既に総合計画、また第2次行革大綱の中にも示されておりますので、それに基づいて、市のほうでも進めていくというものでございます。

また、条例の内容につきましては、2に書かせていただきましたけれども、自治の担い手となります市民、議会、それから市、それぞれの担い手の役割、それから自治体を運営していく上での基本的な原則、自治体運営に求められている市民の参加、市民との協働というも

のに基づいてまちづくりを進めていく。その考え方をうたい込んでございます。

また、行政運営の基本原則として、まちづくりの方針の作成、また情報の共有化、財政運営等をうたっていききたいというふうに考えて作成をしております。

続いて、この条例を制定する意義でございますけれども、条例化というものは、することによりまして、いろんな個々の分野、個々の事業の条例というものがございまして、行政運営を進めていく上で、そのまちづくり全体を包括していく条例、基本的な考え方を出して理解した中で、それぞれの事業を進めていくという意味もありますので、それを包括した条例として、この基本条例を位置づけていききたいというふうに考えております。

それから、まちづくりを担う役割の明確化ということで、2に書かせていただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、自治体を運営していくには、市民、議会、市、それぞれの役割がございまして。その役割をそれぞれが認識した中で、それぞれの地域の特色を持って議会運営をしていくということのために、その役割の明文化をしていききたいということで、まわって2のところにありますけれども、それを進めることのお互いの考え方を共有していきたい。この条例をつくることによって、その共有化が図られるということを目指し、その条例の意義と位置づけております。

それから、3として、まちづくりを進めていく上では、やはり市民参加、協働の推進ということが必要になってきますので、それを進める手法として、情報の共有化、それから委員の公募、会議の公開、それから対話等のいろいろな手法があると思っておりますけれども、それらの取り組みを進めることによって、この市民参加、市民の協働というものを進めていきたい。それを進めることによって、行政としても、今までの考え方を少しでも多くの市民の方々、議会の方々と考え方を一緒にしてまちづくりを進めていきたい。また、職員についても、その意識というものを、今までの慣例等にこだわることなく、いろんな意見を取り入れて事業推進をするということによって、公平性、透明性が保たれるという条例の意義としていきたいと考えております。

それから、これからそれ以降に条例の条文がこの間示されたタイトル以降、検討した中で作成ができましたので、お示しするわけでございますが、4ページの第3、議会及び議員の役割という部分が空白になってございます。こちらについては、職員が検討するというよりも、議会の皆様方に議会というものをどういうふうにこの条文の中に生かしていくのかということを検討して、議会の考え方をこの条文の中に生かそうということで空白にしております。

先ほど事務局のほうから話がありましたけれども、きょうの説明をもとに、また今後、22日に議運がございますので、その席上にも、議運の委員さん方にもこの条例に対する考え方を説明すると同時に、議会としてこの条文を議会部分を作成してもらいたいという考え方を説明したいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上、そんなような形の中でこの条文ができ上がっておりますけれども、それぞれの条文につきましては、これから係長のほうで説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○総合政策係長（石合雅史君） それでは、次ページ以降のまちづくり基本条例の骨子の案につきまして、ご説明いたします。

まず、条例名でございませうけれども、自治よりも親しみやすくやわらかいというようなことで、甲斐市まちづくりという言葉を使っております。

前文でございませう。前文は条例制定の趣旨を示したものでございませう。

1段目では、甲斐市の市勢、旧3町の交流により甲斐市が誕生したことを述べております。

2段目では、社会環境が日々変化する中で、先人から引き継いだ歴史、文化、産業を継承して、合併時に掲げました緑と活力あふれる生活快適都市の実現に向けて、私たちが力を合わせて甲斐市を創造していく責任があることを述べています。

3段目では、時代背景を受けて、市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを意識してまちづくりを進めていく必要を述べています。

最後の段では、市民憲章の趣旨を踏まえ、市のあり方を示す甲斐市まちづくり基本条例を制定することを宣言しています。

以上が前文の概略になります。

続きまして、総則の部分でございませう。

幾つかの項目に分かれておりますけれども、まず初めに、目的でございませう。

本条例の制定目的をあらわしておりますけれども、自治の基本的なあり方や担い手の役割を定めて、自立した自治の推進をするという目的を述べております。

続きまして、定義でございませう。

本条では、この条例で使用している用語のうち、市民、地域コミュニティ、議会、市、市民参加、協働、以上6つの用語について、そのあらわす意味を明確にするため、定義という形で説明をいたしております。

続きまして、基本理念になります。

ここでは、本条例の基本理念ということで、市民参加、それから協働という2項目を基本理念としてうたっております。

続きまして、条例の位置付けでございます。

前記の基本理念に基づきまして、まちづくりを推進していくための基本的な指針であり、市民、それから市は、この条例を最大限尊重してまちづくりに取り組んでいることを示しております。

第2が市民の役割についてうたっております。

この条では、まちづくりの中心的な役割を担う市民の役割を述べているものでございます。

次が地域コミュニティでございます。

本条では、まちづくりにおける自治会やNPO、ボランティアなどの地域コミュニティの役割や地域コミュニティに対する市民や市のかかわり方について述べているものでございます。

それから、第3を飛ばしまして、第4のほうに移ります。

第4が市の役割でございます。

ここでも幾つかの項目で分かれておりますけれども、まず初めに、市長の役割について述べております。地方公共団体の長としまして、総合的に市政運営を行い、市の公有財産等の有効活用を図りながら、長期の社会情勢を見通した市政運営を行うこと。また、市民のまちづくりに対する意見聴取等を行って市政運営に反映させること。さらには、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織運営に努めることなどを述べております。

続きまして、執行機関の役割でございます。

市の執行機関は、市民の意欲や知識をまちづくりに活かすよう努めることを述べております。

次が職員の役割でございます。

本条では、職員の基本的な役割について述べております。法令遵守、誠実で効率的に職務を遂行すること、職員として必要な知識と技能の資質向上に努めること及びまちづくりの主体となる市民と協働することにより、お互いの信頼関係等を構築してまちづくりを進めていくこと等でございます。

続きまして、第5、市民参加及び協働の推進であります。

ここでは、市政への市民参加を推進するため、次の7つの方法を活用することを述べてお

ります。

記載してございます①から⑦の方法でございます。

次が協働の推進についてでございます。

本条では、市民、地域コミュニティ及び市との協働の推進について述べたものでございます。地域が抱えます公共的な課題等を解決していくため、互いの役割を理解し協力することによって、協働してまちづくりを推進すること。また、市は、協働のまちづくりを推進するために、基本的な計画等を整備しまちづくりを推進していくことを述べております。

続いて、住民投票の記述でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明中ですけれども、ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時45分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続けてお願いします。

○総合政策係長（石合雅史君） 続きまして、住民投票の記述でございます。

ここでは、市が市民の意見を直接問う住民投票について述べております。市民生活に関する極めて重要な事項について、市民に直接意見を確認するための手法として住民投票が実施できること。また、住民投票の結果を尊重すること。さらには、住民投票に関する必要な事項については、事案ごとに議会の議決を経て条例で定めることを定めております。

第6、市政運営の基本方針であります。

まちづくりの方針の策定でございます。本条では、地方自治法の一部改正によりまして、総合計画の基本構想の議会議決がなくなりましたが、市の長期的展望を見据えた市政推進の取り組みを示したまちづくりの方針となる基本構想を議会の議決を経て策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行うことを述べております。また、事務事業の適切な進行管理、さらには必要に応じてまちづくりの方針の内容を見直すことも定めております。

次が情報の公開及び共有でございます。

ここでは、市政の透明化に向け、保有する情報を適切に管理し、わかりやすく公開して、市民との情報の共有に努めることを述べています。

次が説明責任でございます。

市は、市民からの市政に関する質問内容に対し、適切、誠実に対応して説明責任を果たすこと。また、市民からの苦情や不服等について、法令を遵守し、公正、平等、迅速、確実に対応し、その解決に努めることを述べております。

次が個人情報の保護であります。

市は、個人情報を適切に管理し、個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めること。また、市民から個人情報の開示、訂正等の請求があった場合は、適切な措置を講じることを述べております。

続いて、財政運営であります。

本条では、市は、まちづくりの方針及び財政計画等を初めとする各種計画を踏まえ、予算を編成、執行し、効率的で効果的な財政運営を行うこと及び財政状況を市民にわかりやすく公表することなどを述べております。

続いて、政策法務であります。

市民の要望や地域課題に対応するために、法令等を解釈、運用し、地域に即した条例、規則等を制定改廃して、法務という側面から政策の実現に努めることを述べております。

次が行政手続であります。

本条では、市は、市民の権利や利益を保護するため、市が行う処分、行政指導や届け出等に関する手続の適正化を図ることをうたっております。

続いて、行政評価でございます。

限られた職員と財源等を最大限に生かしながら、数値などを用いた客観的な視点により行政評価を行うこと。また、行政評価の結果を市民にわかりやすい形で公表し、施策に反映するよう努めることをうたっております。

続きまして、危機管理であります。

ここでは、災害時の非常事態から市民の生命、財産や暮らしの安全を確保して、緊急時に的確に対応するため、危機管理体制を確立すること。また、市民や地域コミュニティ等と協力連携して、相互の支援に努めることを述べております。

続いて、第7、連携及び交流の推進であります。

国、県及び他の市町村との連携でございます。

ここでは、国や山梨県と互いの役割分担を明確にしながら、相互に連携協力して、地域の課題を解決することや住民福祉の向上のため必要に応じて政策や制度に関する提案を行うよ

う努めることを述べております。さらには、広域的な課題や共通する課題等を解決するため、関連します市町村と連携し、協力しながら問題解決に努めることをあわせて述べております。

続きまして、交流の推進でございます。

地域間交流や国際交流等を通じて、外国人等との相互の理解を深めること並びにその成果をまちづくりに生かしていくことを述べております。

第8が実効性の確保及び条例の見直しでございます。

まず、実効性の確保でございますけれども、市は、この条例の目的が達成されるように、関連する制度や仕組みの整備に努めること及びこの条例に基づきまして行いました市民参加や協働の取り組みができているかどうか検証等を行い、その結果を公表することをうたっております。

次が条例の見直しであります。

ここにつきましては、社会情勢の変化やこの条例の実効性等を確保するために、必要に応じて条例を見直すことを述べております。

最後になりますけれども、9で補則の部分でございます。

委任ということで、この条例の施行に関して必要な事項につきましては、例規等も含めて別に定めることというものを規定しております。

以上が条例の骨子の概略の説明でございますけれども、冒頭、事務局の小澤係長のほうからありましたように、意見とか修正等を提出していただく様式も配付してございますので、また3月5日までということで提出のほうをお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、係長も言ったように、修正でこの様式が来ているから、それに書いて出せばいいんでしょうけれども、とりあえずその辺の話、今してはまずいですか。

○委員長（米山 昇君） いや、いいですよ。

○委員（有泉庸一郎君） いいですか。

特に4ページの基本理念のところ、この文言なんだけれども、「市民及び市」じゃなくて、これ「市民、議会及び市」としたほうがいいんじゃないですかね。最初の目的の中で、この制定の目的の中で、自治の担い手として市民、議会、市とうたっているわけですからね。

当然基本理念のところは、当然言わなくてもそうなんでしょうけれども、一応文言としては入れてもらったほうがいいような気がしますけれども。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今、委員さんからいただいた意見、最初のところですね、自治の担い手というものが、やはり市民と議会と市ということを役割という形でうたわせていただいておりますので、確かに今、委員さんが指摘されるように、その理念というものを、やはりそれぞれの団体が共通して持ってもらうということが必要だと思います。今のご意見をいただく中で、ここのところの修正を検討させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） ほかにいかがでしょうか。

今、説明を受けたばかりでございますので、気がつかないところはたくさんあると思いますので、また先ほどから言っていますように、5日までにこちらのほうで修正とか要望等を出していただければ、またいいと思います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 条例骨子とあるんですが、条例になるともう少しボリュームが出るということなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） きょうお示しさせていただいたのは、条例になる前、今お話をしているように議会の部分も入っておりませんから、本当にこれがもう議会のところが入ってくれば、条例として成り立っていくと。そのときにはこの骨子という部分とはらせていただきまして、甲斐市まちづくり基本条例という名称になると思います。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この素案ができてきたわけですが、これをここまでつくるに当たって、職員のプロジェクトチームをつくってきたと思うんですが、どんなメンバーがいて、何回ぐらい会議をやって最終的にこれが出てきたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○総合政策係長（石合雅史君） 係長クラス6名ほどで構成をいたしまして、計5回ほどワーキングを開催する中で、骨子の内容につきまして検討をしてみました。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにいかがですか。

いいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回の関連ですけれども、ワーキンググループというのは今の説明だと係長クラスということですが、その係長というのはどんな範囲の係長がこれに加わったのか。例えば係長というのは、係が七十幾つあって、そこに係長がいるわけですね。その中で、市が全体としていくということになると、いろいろな政策上の問題も、行政運営上の問題もあるわけで、一部の係長を選択したというか、その辺のところはどこの辺の係長がどう携わっていたのかという、その辺のところはどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○総合政策係長（石合雅史君） 基本的には各部から1名ずつというふうなことで、当然総務部の総務係の係長、各部のですね、総務を担当しております係長にお集まりをいただいております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 先ほどのワーキングのほかに、今まで進めてきた取り組みなんかをちょっとお話しさせていただきますと、当然にワーキングで素案等の検討もされてきていると。そのほかに幹部会議等でも内容についての話。それから、前にもお話をさせていただいたかと思いますが、アンケート調査をしたりと。それから、地域審議会のほうにもお諮りをしたり、自治会連合会の3地区のほうにもお示しをしているという状況がございます。それから、幹部会議を経た中で、部長会議のほうにもこの部分の検討をいただいているという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結局ね、先ほどの説明だと、これをここまで素案として練り上げる前に、部分で、例えば今言ったように地域の人材とか、そういうものを、例えば今の部長会議とかそういうところも出したということで、さっきの説明だと、我々が受けとめたのは、5回のワーキングでこれできてしまったのかということ。やっぱりどんなプロセスを経てこういうものができ上がったかという総体的なものがちょっと感じ取れないもので、今この説明だとね。その辺のところはちょっと疑問に思って、いわゆるこれは総合計画の次に来る

ぐらいの重要な自治基本条例ですよ。それをつくるのに、今の説明だと、この5回じゃちょっとという、そういうこともあって、そういうところもちゃんと、やっぱりその過程を経てこういうものができたというところを説明してもらわないと、わからないよね。だからさっき回数と言ったのは、そういうことも含めて、例えば地域の人に何回やったと。ワーキングで6回やったと。トータルでこれだけの会議を重ねて検討をしてこういうものができましたということでない、ちょっと説明不足だよ。その辺のところをちゃんとやってもらいたい。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） こちらのほうでも、今まで取り組んできた取り組み状況、それから今後の取り組んでいく予定等をですね、次回のときに、次回といいますか、できれば22日の議運がありますので、そのときに資料としてお示ししたいというふうに思います。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の皆さんのほうで質疑ございますか。

いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員さんのほうも質疑を閉じますが、議員全員に、先ほどから言っております、この要望修正等の提示の用紙を渡すことになっておりますので、ご意見等ございましたら、こちらのほうへ書いていただきまして、5日までに議会事務局のほうへ提出をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、（仮称）甲斐市まちづくり基本条例の骨子（案）についてを終了いたします。

続いて、秘書政策課関係のその他に入ります。

課のほうから何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 課のほうから特にないようですので、委員の皆さんのほうから、何か特に秘書政策課関係でお聞きしたいことがございましたら。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして、秘書政策課関係の質疑を終了させていただきます。

暫時休憩させていただきます。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

次に、2番、緊急経済対策への対応について、担当から説明をお願いいたします。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、ご苦労さまでございます。

資料のほうは10ページになりますけれども、企画財政課から、このたびの国の補正予算により行われます緊急経済対策への甲斐市としての対応についてご報告を申し上げます。

昨年末に政権の交代がございまして、安倍内閣が発足いたしまして、1月11日ですか、長引く円高デフレ不況から早期に脱却し、日本経済の再生に向けた取り組みといたしまして、この緊急経済対策が閣議決定されまして、先週、2月14日だったと思いますけれども、衆議院のほうで関係する予算が可決されたところでございます。

機動的、弾力的な経済財政運営の一環として大型補正予算が編成されたわけでございますけれども、25年度予算と合わせまして、いわゆる15カ月予算という考え方のもとで、切れ目のない経済対策が実行されることとなったわけでございますけれども、この大型補正予算において、今回限りの特別の措置といたしまして、地域経済の活性化と雇用の創出を図る、この括弧が3行目ですか、書いてございます。地域の元気臨時交付金が創設されまして、地方自治体が行う追加の公共投資の地方負担額に応じて、この交付金が配分されることになったわけでございます。

この地域の元気交付金というのは、追加の公共事業の実施によりまして地方負担が生じるわけございまして、その負担の軽減を図るために交付されるものでございますので、この

追加公共事業を実施しない団体には交付はされないこととなります。

このため、市といたしまして、大変財政的にも有利な制度でございますので、本制度を極力活用することといたしまして、資料掲載の11事業を計画をしたところでございます。

基本的な流れといたしましては、一応、ナンバー9の体育館維持管理事業の敷島体育館の天井改修工事、これにつきましては、昨年12月の補正で計上は既にしてございますけれども、これを除いた残りの10事業につきましては、この3月補正に計上いたしまして、平成25年度、来年度、明許繰越をいたしまして、25年度中に事業完成をするという国の考える15カ月予算ですか、市といたしまして、3月からの13カ月予算として考えておりまして、事業執行をすることといたしております。

いずれも甲斐市の主要事業として計画している事業でございますので、これによりまして、事業費の、一番下にあります合計額が書いてございますけれども、13億3,000万円余りの事業に対しまして、財源内訳の一番左側の国庫補助金、これは事業自体の本体の補助金でございますけれども、事業名の下に一応括弧書きがしてございますけれども、それが本体の補助金で、社会資本整備総合交付金等でございますので、13億3,000万余りの事業に対しまして、一応45%程度の6億700万余りの国庫補助金を考えてございまして、その右側の臨時交付金(0.75で試算)というのが、これが今回の臨時交付金でございますので、今回のこの公共事業の実施により見込まれる臨時交付金でございますので、一応財政力指数により交付率が調整されることから、甲斐市の財政力指数から、この補助裏に対して交付率は現在0.75で試算いたしておりますので、5億2,310万円を現在のところ見込んだところでございます。

この結果、この13億3,000万余りの事業費に対しまして、本体の国庫補助金、この臨時交付金に対しまして85%程度が国県補助で賄われるということでございまして、これに対しまして市の市債、地方債は発行せず、市費が15%に当たる、一番右側の一般財源2億200万円という見込みで、この13億という事業が実施できる見込みであります。

一番上のほうに書いてございますけれども、下の行に、ただし、交付額は現時点での試算額であるということでございますけれども、現在、国においても補正予算の成立過程でございまして、今後、内閣府が全国の事業を取りまとめた後、交付限度額を内示するのは5月以降と見込んでおります。正式な決定額については改めてご報告を申し上げますところでございますけれども、一応国のほうからも大まかな制度要綱みたいなものが示された中での見込みでございますけれども、事業の前倒しによりまして、日程的にも厳しい対応が求められるところでございますけれども、国からは、日本経済再生に向けた緊急経済対策が十分に効果を

發揮するためには、公共工事の迅速かつ円滑な発注について、協力要請や入札に関する手続の簡素化、契約手続の簡素化、また、制度でございます前払い金制度の積極的な活用等によりまして、予算の早期執行に万全を期するよう要請があったところでございます。

こうした趣旨を踏まえまして、事業執行については万全を期してまいりたいと考えております。

なお、事業内容につきまして、今後3月補正におきまして、各所管よりご説明があろうかと思っておりますけれども、一応この緊急経済対策に対する甲斐市の対応について、まとめてご報告のほうをさせてもらったものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

ただし、先ほどからもお話ししておりますように、個々の事業につきましては、補正対応ということですので、また補正予算の審議の中で十分にご審議をいただくということで、全体の質問と、関する質問ということでお願いたします。

質問ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、この表の中で、これは先ほど説明いただいたんですけれども、各事業別の補助率がわかったら教えていただきたいんですけれどもね。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 国庫補助金の補助率につきましては、社会資本ということでございますので、40%から50%、国庫補助金のほうはですね。一応それを除いた補助裏に対しまして、臨時交付金が75%程度交付されるのではないかとということで、現時点を見込んでいるところです。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この補助事業は、来年度も引き続きあるのかどうか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 今回の臨時交付金につきましては、今回限りの措置でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） たまたま我が市では、この事業が各所管で抱えていたからこういう形で上げられたと。降ってわいたような交付金ですからね。市によっては、なかなか事業が出

せないというような形があったと思うんですよ。それで、この中に11項目ある中で、社会資本整備総合交付金とあと1つは農業基盤整備促進事業、この2つに分かれていると思うんですけれども、今までこの事業としては、甲斐市としては、この補助金に対して、交付金に対して、急遽ここへはめたというようなものはないんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 現在、公共事業のあり方につきましては、国会のほうでもいろいろ議論がございますけれども、一応甲斐市といたしましては、5年から10年程度の中長期の中で主要事業計画を策定してございまして、来年、再来年を見詰めた中で、必要な主要事業を前倒して、このたび予算化をしたものでございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この事業一つ一つ見ても、国庫補助金を当てにして事業は展開しているものであって、たまたまこの臨時交付金が出るから、一般財源を使わなくて済む。だから、総額で5億というお金が結局繰り出しをしなくて済むという、5億ね。これを一般財源で出さなくて済むということですが、要は、事業としてはたまたまこの交付金が出るから繰り上げて早く仕上がるという見解であって、1つは、この交付金がない場合でも事業展開はしていく予定のものがここには幾つか入っていますよね。国でたまたま景気回復を狙うための一つの手段だからという解釈で出したみたいなんですけれどもね。それが一つ響くのかなという解釈なんですよ。

それで、雇用と先ほど言われたんですけれども、これ国のことを言っても仕方ないから、いただくものはいただいて、甲斐市がよくなることを前提に考えていくということですよ。その辺はうまく使っていただいて、無駄のないように有効に使っていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですか。

○委員（猪股尚彦君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この事業、11事業あるわけですが、ちょっと事業の部分で、通学路の安全対策というのが過去に、通学路の問題があって、本市においてもそれは別の形の中で事業をやっているとは思いますが、課題として見れば、通学路の安全対策とい

うのは喫緊の課題だと思いますし、あと、その来年度において、ここで論ずるべきものかどうかかわからないですけれども、たまたまこういうお金があるということなので、そういう部分に充てるような事業としてですね、ないのかどうなのか。あるいは来年度の当初予算にそういう通学路の安全対策ということで、別枠でもって事業としてあるのかどうなのか。その辺のところはどうですかね。わかる範囲で。要は、通学路の安全対策ということに関することに関して、ほかの所管で事業としてあるのかどうなのか。また、もしこういった有効的な国庫補助金が使えらるであれば、そういうものも事業として取り入れてやるのもいいかなんて思ったんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 通学路などの緊急安全対策に関する事業につきましては、12月ですか、補正予算のほうで2,000万円程度の事業費を盛り込んだところでございますけれども、基本的に今回の緊急経済対策に関する臨時交付金のメニューの中には、一応ございませんので、今回の事業には、これは外しましたけれども。一応この関係する省庁とそれぞれの所管課が緊急経済対策に関する臨時交付金を活用する内諾を得た中でメニュー化したものでございまして、特に今回、通学路に対する安全対策の事業については、緊急の元気臨時交付金の対象とはしてございませんけれども、いずれ緊急のその通学路対策につきましては、必要なものについては当然市費でもしなければならぬところとは考えてございます。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今の課長の答弁ですと、何となく頭金が先に決まっていたようなふうな答弁に聞こえるんですけども、あてがいぶちの金額はどのくらいだとかと、そういうことがあったですか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） これは何ていいますか、国の全体としては1兆4,000億程度の元気交付金の予算枠は計上してございましたけれども、当然前倒しをするという地方の負担額に応じてこれはやるもんですから。甲斐市として、この事業についてそれぞれ前倒しでやったものですから、それに対してこういった事業をメニュー化したものであって、初めから補助金ありきの事業ではございませんです。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、本当はもっとやりたいものがあつた、あるいは積み残し

になっていてどうしようかなというようなものも、いいチャンスだったというふうには捉えられなかったですか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 当然今回の一つの条件というのは、基本的には3月補正に計上いたしまして、25年度に事業完了という条件の中で、甲斐市のこのまちづくりの中で、今必要な事業をメニュー化したものでございまして、当然ここ二、三年のうちの中ではしなければならない事業についてメニュー化したものでございまして、あえて何ていいますか、そういった主要事業計画の基本的には標準化の中で、最大限国の交付金を活用した中で必要な事業についてのみ甲斐市としては計画したと。

しかし、当然国レベルで1兆を超える交付金ですから、甲斐市の身の丈に応じて交付金を5億程度もらうぐらいのメニュー化をしたほうが、これは当然今後の財政運営上も有利でございまして、最大限、しかし効率的な中でやるメニューというものは、この程度のものであれば過不足ないのかなというところで一応メニュー化したところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 先ほど通学路の問題が出たんですけれども、これは私、たしか代表質問でやらせていただきました。その後、今言った2,000万ぐらいの予算を組んで悪い箇所を直していくと。本当にそういう話を聞いたんですけれども、国としてもこれに対して出すはずですよ、これ。そこのところどうなんですかね。これはこの前ね、それが緊急対策で各国・県から指令が出まして、それを掘り起こしなさいということで、緊急対策しなさいということでやって、それをたしか国のほうへ出せば、それでたしか交付金がおけるということで僕もやったんですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） ですが、12月の緊急点検に伴います安全対策につきましては、2分の1の補助、交付金ですか、確保できたところでございますけれども、一応今回のこの地域の元気臨時交付金の対象としては、その緊急の通学路対策についてはメニュー化はしていないということでございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） では、今のこの中には入っていないということで、今のね。わかりました。ちょっとあれします。

今のここに載っている11項目の中で、1項目だけは先に予算をとったということで、敷島体育館の関係なんですからけれども。これ以外には、これはできなかったんですか。要するに保育園なんか、この間も言ったけれども、ちょうど建てかえるにはいいじゃないかという話も出ただけけれども、そういうふうなものもできなかったんですかね。要するに、そのところのちょっともしわかる範囲でいいんだけどね。ちょっと少ないような気がするんですよ。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） この臨時交付金は、今回メニュー化いたしましたして、5億を超える交付金をというのですけれども、一応甲斐市の、先ほど言いましたけれども、行政規模から見て不足のない程度の交付金は確保できたのかなとは思っていますけれども。先ほど言いましたとおり、3月に補正いたしましたして25年度に繰り越しますものですから、基本的な条件は、25年度完成ということでございます。ですから、もっと事業をやれば、当然この交付金自体の確保にもつながったわけでございますけれども、最低限25年度の完成という中でやれば、この程度のメニューが精いっぱいかなと。あと、来年度におきましても、一応新たな社会資本整備総合交付金の活用をした中での保育園等の整備も計画してございますけれども、一応またそれは今後の審議のほうにお任せしたいと思いますので、現時点ではその辺のところでご了解のほうをお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（米山 昇君） いいですか。

ほかに委員の皆さんのほうからございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の方、ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、緊急経済対策への対応についてを終了いたします。

次に、企画財政課のその他に入ります。

企画財政課より報告等がありましたらお願いいたします。

特にないですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、委員のほうから、企画財政課関係で、特に
お聞きしたいことがございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で企画財政課関係のその後も終了いたしま
す。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時34分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番、地域主権改革一括法に伴う本市の例規整備状況についてということで、総務
課から説明をお願いいたします。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） ご苦勞さまでございます。

それでは、総務課から地域主権改革一括法に伴う本市の例規整備状況について説明させて
いただきますので、資料の11ページをお願いします。

まず、地域主権改革の定義と取り組みであります。住民に身近な行政は、地方公共団
体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において
地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革ですが、主な取り組みにつきま
しては、義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲などがご
ざいます。

第1次一括法により42の法案の整備、第2次一括法により188の法律が整備され、甲斐市
の例規として整備するものにつきましては、まくっていただきまして12ページ及び13ページ
にありますとおり、第1次と第2次合わせて10課38件の例規につきまして整備を行ってまい
りました。条例につきましては17件、規則につきましては6件、その他要綱が2件、要領が
5件、基準等が8件となっておりますので、そのほとんどが既に公布されておりますが、13

ページの真ん中辺にあります施行日欄の平成25年4月1日予定となっている7件につきましては、今後公布してまいります。

また、第3次と第4次につきましては、今後、国会の状況等に応じ、関係する例規等があれば制定、あるいは改正等をしてまいりたいと思っております。

地域主権改革一括法第1次及び第2次に伴う本市の例規整備状況につきましては、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

これまでの状況と今後のことですから、ここに書いてあるだから、いかがですか。何か質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 今後もまだあるようですので、またその際に個々についてはご質問等していただきたいと思っております。

ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の皆さん方で何かございますか、質問、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で、地域主権改革一括法に伴う本市の例規整備状況についてを終了いたします。

次に、4番、行政組織規則の一部改正（案）について、総務課より説明をお願いいたします。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） 次に、行政組織規則の一部改正（案）について、組織機構の関係がございましたので、規則ではございますけれども、概要についてご説明させていただきますので、資料の14ページをお願いいたします。

まず、今回、行政組織規則の一部改正を行う目的であります。先ほど説明させていただきました地域主権改革一括法の制定等により、県から市への権限移譲に伴う所掌事務の見直しとあわせ、現在取り組んでいる主要施策を明文化するとともに、課内の事務量等の見直しを行い、機動的、効率的な課内体制を構築するため一部改正を行うものであり、4部7課11係について見直しを行います。

見直しの内容につきましては、次のページの新旧対照表により説明させていただきますので、15ページをお願いいたします。

まず、総務課総務係の所掌事務につきましては、17号、地方分権及び地域主権改革に関することを追加いたします。

次に、環境課環境保全係につきましては、地域主権一括法による権限移譲により、第5号に、騒音、振動、悪臭の規制地域、規制基準等に関することを追加します。また、16ページの中段、21号から24号までは、課内の事務量等の見直しに伴い、生活環境係から環境保全係に事務を移行いたします。

次の生活環境係については、地域主権改革一括法による権限移譲により、5号の「墓地及び納骨堂等に関する事」を「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する事」に改め、先ほど説明いたしました旧事務分掌の6号と10号から12号までの4号を課内の事務量等の見直しに伴い、環境保全係に移行しますので、削除するものでございます。

次に、まくっていただきまして、17ページ、福祉課福祉総務係につきましては、地域主権改革一括法による権限移譲により、6号の社会福祉法人の認可、指導監査に関する事及び7号の社会福祉施設の指導監査に関することを追加します。

次の障がい福祉係につきましては、2号、4号、次のページの12号、17号において、障害者の「害」の字を漢字から平仮名へ表記変更を行います。また、地域主権改革一括法による権限移譲により、17ページの5号と6号の一部文言の変更、そのほか3号、10号、11号、18ページの14、15、16号については、地域主権改革一括法以外の法令等の改正により追加となる事務でございます。また、19号につきましては、双葉庁舎内に障がい者基幹相談支援センターを設置するため追加いたします。

次に、子育て支援課児童係につきましては、第2号に子ども手当が廃止され、児童手当に変更となりましたので、改正するものでございます。

次の保育係につきましては、旧事務分掌の1号の保育所の管理運営及び保育に関する事及び、3号の保育の実施及び保育料に関する事を新事務分掌の3号から、まくっていただきまして、11号までに項目ごとに具体的に掲載をさせていただきました。また、12号で新たな事業がメニュー化されたことに伴い、子ども・子育て支援事業に関する事を追加しております。

次に、長寿推進課介護保険係につきましては、地域主権改革一括法による権限移譲により、7号に事業所の監督に関する事が加わったため、文言を追加しております。

次に、農林振興課農林総務係につきましては、5号を遊休農地再生計画に関することに変更し、6号に新たに地域農業の推進に関することを追加いたしました。これは現在取り組んでおります主要施策を明文化したものでございます。また、20ページの旧事務分掌の16号と17号につきましては、課内の事務量等の見直しに伴い、農林振興係に移行するため削除いたします。

次の農林振興係につきましては、先ほど説明いたしました農林総務係の16号と17号を農林振興係の新事務分掌の9号と10号に移行します。また、11号と12号につきましては、現在取り組んでいる主要施策を明文化したものでございます。

次に、商工観光課商工労働係につきましては、8号にオートレース双葉が平成24年12月から、ジョイホース双葉が本年の4月1日からそれぞれ営業を開始するため、追加するものでございます。

次の9号につきましては、昨年の10月1日、甲斐市企業立地支援条例が施行されたため、企業誘致の次に、「及び企業立地」を加えるものでございます。

以上でございますが、この規則改正につきましては、平成25年4月1日から施行を予定しております。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等ありましたらお願いいたします。

規則ですので、案件として出ませんので、質問がある場合はここでお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 18ページの障害者の「害」を漢字から片仮名にするというのがありましたよね。この部分というのは、いわゆる福祉の関係とか結構これ出てきますよね。これはすべて、ほかの分の例規の中で、すべて平仮名になっているんですか。なるんですか。前、ちょっとこの改正そういう話になったんですかね。

○委員長（米山 昇君） この質問とはちょっと違うんですけども。この中じゃなくてね。では、中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） それぞれ改正がある都度、その都度該当があれば、平仮名のほうにさせていただいております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、まだ漢字でなっている部分もあるということですか。

○委員長（米山 昇君） 中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、総体的なことではちょっと、条例のことだから聞くけれども、今後ともそれは早くやるとか、この問題、一時間問題になった部分があったんですよね。この障害者の表記の仕方について、その「害」というのがまずいということで、そういう話も出たんで。一遍に変えるというのは難しいかもしれませんが、こういうところで、たまたまこの中で出てきたものですから、これは変えるというのはなかなか簡単にはいかないと思いますけれども、そういった部分は、やっぱりやったほうがいいかなというような気がしますけれども。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですか。答弁を求めますか。

生山係長。

○総務係長（生山 勝君） 今の内藤委員さんのご質問でございますけれども、確かに障害の「害」の字を漢字から平仮名に変えるということが福祉課のほうで3年ぐらい前ですか、出されました。またそのときに、例規の関係をどうするかという問題が実は上がったわけなんですけれども、その例規の関係に関しまして、やはり障害という字が非常に多く使われているということの中で、おのおの例規が改正が生じるたびにその部分を改正していこうということで結論づけた経緯がございます。

ですから、例えば関連する例規の改正が出たときに、「害」の字が使われている部分をあわせて改正をしていくという方針になっております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今のでちょっと17ページのこれ、「害」を平仮名にしてこうやったというんだけど、例えば3番、5番というのは、これはこのままでいいということなんですか。

○委員長（米山 昇君） 生山係長。

○総務係長（生山 勝君） 例えばもう固定されている名詞、例えば障害者相談員とか、固定されている名詞につきましては、市で独自で変えるというわけにはいきませんので、そのものにつきましては、漢字を使っております。それ以外に、例えば障害という言葉の中に文言と

してある部分につきましては、漢字の「害」の字を平仮名の「がい」に変えるというようなこととか、例えば法令等でも定まっているものにつきましては、変えようがございませんので、そのままの漢字を使っているという経過でございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

そういうルールでやっているということのようですので。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員のほうで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、総務課関係のその他に入ります。

総務課から何かその他報告等がございましたら。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） それでは、総務課からその他ということで、3月議会におきまして、平成24年度の3月補正予算及び国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、情報公開条例、個人情報保護条例、都市計画下水道受益者負担金に関する条例の3つの条例を一括改正させていただくための条例制定についてお願いする予定となっておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） この件については、また定例会等で審議をお願いいたします。

次に、総務課関係で、委員より特にお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、以上で総務課関係のその他を終了いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番の第2次人材育成基本方針骨子（案）について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事係長。

○人事係長（高鳥 悟君） お疲れさまでございます。

まず最初に、委員の皆様におことわりをさせていただきます。

本来ですと、課長が出席をいたしまして、ご説明をするところでございますけれども、本日、県の指定研修の最終日でございます。こちらのほうに出席をしております。この会のほうを欠席させていただいております。ご了承をお願いしたいと思います。かわりに係長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第2次甲斐市人材育成基本方針の骨子（案）についてご説明をさせていただきます。

経緯といたしまして、現在の人材育成基本方針は、第1次甲斐市総合計画における効率的、安定的、質の高い行政サービスを提供し、目指す将来像を実現するために、行政運営の担い手である職員の能力を最大限に活用することが必要かつ重要であり、総合計画を実践していく方策の一つとして、職場の学習的環境づくり、人事評価制度、適正な職員配置、職員研修の充実を掲げて平成18年10月に人材育成基本方針を制定しました。

今回の見直しにつきましては、地方交付税の算定替えによる影響への対応や人事評価制度の本格導入による人材育成プランの作成などを中心に行っております。

それでは、骨子（案）の説明をさせていただきます。

まず、第1の持続可能な甲斐市の行政運営のためという項目におきまして、地方交付税の合併算定替適用額減額への対応としまして、職員数を確保しながら、効率的な行政運営を行うこととします。

現在、会計予算における人件費率が算定されていますが、予算額に占める人件費の割合は、

予算規模が年度ごとの事情による増減が大きいため、指標として判断するには余りふさわしくないということが言われておりまして、事業別予算に所要の人工数を割り振り、人件費を含めた総事業費とすることで、事業費の変動と人件費が連携できるものとし、地方交付税が今後10年間で13億円減っていく中で、人件費と事業費の連携により、事業費に連動した人件費の算定が可能になるものと考えます。

大まかなところを説明させていただきますが、次に、第4の人材育成プランにおきましては、採用から退職までの期間を1期から3期に分けて、まず1期は、採用から10年から15年まで窓口、また福祉、土木、教育、企画、総務の5部門を経験します。

次に、第2期目は、1期の終了後、15年から20年、職員がみずからのキャリアプランシートを作成し、事業系の業務分と現場系の業務分から、それぞれ専門業務を選択して、おおむね5年ごとの異動を行います。

最後の3期目は、退職までの期間におけます部課長まで昇任する総合職と専門分野におけるキャリアアップを行う一般職のどちらかを選択するとともに、退職後のキャリアを決定するキャリアプランを制度化し、職員のやる気をかなえていきます。

また、専門職の任用につきましては、行政需要を十分に見きわめまして、正規職員、非正規職員、また専門業務の委託等により、任用します。正規職員を任用する場合は、有資格者を行政職として任用し、行政経験も積む中で総合職の選択も可能とすることや一般職、または複線型人事給与制度によりまず任用を行うなど、多様な任用方法により対応をしていきます。

最後に、再任用についてですけれども、現在国で進めています国家公務員の再任用制度の動向に応じて、必要な場合は現行の制度を見直しを行っていきたく思っております。

以上、大まかなところを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、説明していただいた、その基本方針の骨子ということで、案として今、係長から説明いただきましたが、冒頭、係長が基本方針をどうしてつくるみたいな、ということをお話ししましたよね。そういうのをやっぱりこれ、ちょっと重々しくするには前文みたいな形でこの中に入れたほうがいいんじゃないですかね、最初に。冒頭の、今ちょうど説明されたことを。そのほうが、こっこのほら、条例とか何とかという、先ほどのまち

づくりの条例なんかにも前文として、その趣旨とか要旨みたいなものをうたってありますよね。どんなものでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 人事課長がいませんので、私が答弁させていただきます。

この第2次甲斐市人材育成基本方針骨子でございますけれども、実際にはこれがもっといろいろ肉づけされてきます。ですので、この骨子と第1の間に、初めにということで、どうしてこれをつくるのかという前提の要件を出してございますので、これの今、骨子として委員の皆さんに見ていただいた中で、冊子が出た段階でお配りして、具体的なもうちょっと踏み込んだ内容をご説明する冊子として生かしていくと。なおかつ、これはあくまでも大前提といたしましては、職員一人ひとりの能力を伸ばす大前提の基本のものです。これに対して具体的にどうしていくかというのをまた次年度から1つつつつくっていくというようなことをご理解をしていただきたいと思いますと考えてございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 一番下にある採用から退職までの1から3期までというのを、年数をちょっとくわしく。

○委員長（米山 昇君） 21ページが一番下。

高鳥係長。

○人事係長（高鳥 悟君） 1期目はですね、採用から10年から15年です。2期目につきましては、1期終了後に15年から20年というふうに考えています。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、いろいろ説明をいただきましたけれども、今回のこの地方交付税の算定替にやった13億という減額されると思うんですけれどもね、今回基本方針は、これらの対応ということだが、地方分権によって権限が市に移譲される中で、職員の仕事量は、大分、以前よりふえてきていると思うんです。その中で、その辺との整合性というものがどう考えられるのか、いいですか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 先ほど組織機構の見直し、規則の改正でお話をいたしました。

これとセットになるような格好になると思います。あくまでも地方分権によりまして、業務量が実際には条例とか規則等でこちらに権限移譲されている部分がございます。しかし、実際踏み込んでみないと、どのくらいの業務量が来ているのか、負担になっているかというのがまだ実質、24から始まった部分もございますけれども、大体25から1年間やってみた中で、その事務量等が把握できてくると、どのくらい人数が足りないとか、じゃどういう対応をしていくとか、組織がえをどうするのかとか、そういう部分で発展してくるのかなと、今のところ予想しています。ですので、今現在について、その450という数字は行革の中で言っております。27年までは450ということで、それは言っておりますけれども、今言うこの中でどういうふうになっていくというのは、今後の業務量の検証というのはしていっておかなければならないのかなと考えてございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 先ほどの、今、部長の言われたさっきの件ですね、組織の関係ね、規則の関係で。やはり県から市にこう移譲されたものについては、いろんな部門で仕事量がふえますよね。要は、指導、今度は監督がついて、要は、市の職員の仕事は十分ふえてくるという感じがするんですけども、今、職員がいっぱいいっぱいに見受けられるようなところもあるんですけどもね、ある箇所によって。そういう場面は時間外を減らすだけで対応できるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 部署によりましては、非常に大変なところもございます。それをうまく人員を異動させて平均化するというのは、なかなか難しい問題でございまして、業務量についても、先ほどお話ししました地域主権で移行された部分もございます。例えば墓地の関係とかありますけれども、それが何件という、対象件数がどのくらいとか、例えば福祉の関係で監査関係がございましてけれども、対象何件とか。それに対するどのくらいの事務量の負担かというのは、その辺がまだ確実なデータがとれてございませんので、それらのデータをとりながら、次年度に向けては組織機構も踏まえながら、人員配置の関係も検討していきたいということで。

なお、また時間外につきましても、根本的に何がこの例えば時間外がそこでふえていくのか。そういう原因も追った中で、単なる人をふやせばいいのか、それともどうしていくのかという対応も検討していかなければならないと考えてございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） さっきの21ページ、ちょっと人材育成プランの中にもありましたけれども、前に総務大臣から議長あてに、地方公務員の給与の見直しにご理解をお願いするという旨の文書が来ていましたよね。要は、その中で職員は仕事量がふえる中、給料は減らされるとか、モチベーションが下がることばかりだったと思うんですよ。今回のこの人材育成基本方針は、職員のやる気を引き出す内容となっているのかどうなのか。その辺はどうですかね。何か具体的にあれば。どうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 例えば22ページの（7）は、総合職、一般職、複線型人事給与制度、これは一般質問の中でも出てございます。職員は、今は普通のゼネラリストといえますか、すべてをわかっていて、すべてをやらなければならないという状況でございますけれども、そういう人というのは、やっぱり管理職とか、そういうのを除く部分でございます。

一方、僕は、そういうものではなくて、1つのものを集中して専門的にやりたいという、そういう軌道修正が先ほどのキャリアプランシート、10年から15年、それからまた10年ぐらいを見定めて自分のプランを考えていくと。人生のプランを考えていく中で、総合職にするのか、総合職というのはゼネラリスト、一般職というのは専門分野を生かしたもの。なおかつその中の専門、なおかつ本当の資格を持った専門と、そういう部分で分けていくというようなことで、職員は、おれは総合職を目指すんだ、おれはそっちのスペシャリストを目指すんだとか、そういうようなことでやる気のある程度、またモチベーションを高く持って仕事に励むとか、そういうようなことを考えてございます。

また、管理職への昇格を、22ページの（4）にございます管理職の昇格試験を実施、今年度からやると、始めてございますけれども、それらについてもまだ試験制度を使った中で、人事評価と兼ね合わせた中で、昇格者を決定していくというのは、やはり今の時代に合った職員のモチベーションをアップさせる手法かなと考えてございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 求める職員像の中で、人事評価システムがありますよね。人事評価システムというのは、一般的に言えば、上司が下の人を評価するということですがけれども、逆に下の人が、係長以下が課長を評価するというふうなことに関する考えというか、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 第1期、18年に作成いたしました人材育成方針にも、人事評価については記載されてございます。その中で、多面評価、上から下を評価すると、下から上を評価すると、多面評価と言うんですけれども、それらも課題に載っていましたが、それが今の段階では、上司が下を評価する何ていうかな、その研修とか指導で何とか本格実施が動いてきましたんで、次年度の第2次育成基本方針では逆に多面評価、下から評価していくようなことも検討していかなければならないのかなということで、あえて最後、またこのほうに入れ込むこととしております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、そういうことも踏まえて取り組んでいくということでいいですか、下から。いいですか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

今、次の部長にあれですか、任命付与権が与えられたというのは3番にありますよね。これ今までは課長が係長を任命するというような形だったですよ。そうですね。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 係長自体を決定するのは任命権者のほうで決定している、辞令を出しています。一般職、通常の職員、その係長から下の職員については、何々課へ異動ということで、異動の辞令をもって、どこに異動になるかというのは、その課長、また部長との相談した中で決定していくということで、今の定期異動はなされてございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの一般職とかのこういう特殊業務、要するに資格を持ったとかね。それで現在、そういう特殊、要するに検査官であれば建築のほうの専門分野とか、電気もあれば設備もいるというんですけども、それは甲斐市なんかないんですけども、そういうふうなものもこれ、やっぱり将来的にこれ盛り込んで、そういうのをやっていくんですかね。その辺はどうなんですかね、あるのかなのか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 22ページの（6）専門職の任用がございます。行政需要を見き

わめ、正規職員、非正規職員、専門業務の委託、また現課雇い専門職というような格好で対応するというので、現課のほうで専門職を雇って任用していくというやり方もございます。

また、(8)をお願いしたいんですけれども、民間経験者任用制度、非正規職員から採用職員を活用、または民間企業との人事交流による任用というような、そういうような手法をとっていくやり方もございます。

いろいろ、本当のスペシャリストを入れないと、通常の職員自体がわからない部分がございますので、それをフォローしていくためにはそういうふうな制度をとっていきたいと考えてございます。

○委員長(米山 昇君) 名取委員。

○委員(名取國土君) そういう人事を入れていくということで、回答でいいですか。

○委員長(米山 昇君) 加々美部長。

○総務部長(加々美 英君) そういう方針で、この人材育成基本方針は書かせていただいております。

○委員長(米山 昇君) 内藤委員。

○委員(内藤久歳君) 4番目ですか、管理職の昇格についてですけれども、人材育成プランの管理職に求める職員像を公表するというので、具体的にどんなものを職員像として考えているというか。

○委員長(米山 昇君) 加々美部長。

○総務部長(加々美 英君) 基本的な職員像はこの第2にございます。21ページの第2に、求められる職員像、ここに(1)人事評価システムに位置づけられた職員像、また次に、通常の2で、「決断」とその「なぜ」の対処、3で、地域に飛び出す職員ということでやってございます。これ以外に求められる職員像を公表すると、これはもうマネジメント能力、それにたけていないと、やはり下からコントロールされるのではなくて、上からコントロールするような、そういうような職員像を目指していただきたいと思いますけれども、もろもろについては、この具体的な中に入れていきたいと、盛り込んでいきたいと考えてございます。

○委員長(米山 昇君) 内藤委員。

○委員(内藤久歳君) あと、9番のこの再任用のところで複線型人事給与制度という、この言葉がちょっとよくわからんですけれども、ちょっと説明をしてくれますか。

○委員長(米山 昇君) 加々美部長。

○総務部長(加々美 英君) 先ほど複線型、総合職、一般職複線型と、専門職の別途給与体

系ということをイメージしていただければよろしいかなど。簡単に言うとそういう部分だと考えていただければよろしいかと思えます。行政職という、まあ僕らは行政職なんですけれども、それに保健職というのは保健師の給料表。今度例えば何ですか、検査員だったら検査員の給料表とか、それぞれそういうふうなものを、給料表をつくった中で対応していくというような格好のことをここで言うてございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結局これは普通の人と違った給与制度にするということですか。それともう1点は、給与の基準が一般職とかは違って、そういう専門的な人については、優遇措置ということもないでしょうけれども、違うというのか、その辺のところはどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 行政職は、今の給与表、例規集に載っていますが、行政職自体1級から、私たちの場合、7級までございますけれども、保健職については1級から4級、技能労務職は1級から3級というようになっていまして、それぞれの給与の給料表がありまして、そこに幾ら、経験で何年何年というような格好で給料表が示されております。同じ行政職だけれども、自分は検査員だというような格好、専門分野となると、やはりその枠とちょっと違うよということで、別の給料表を設けてあると。それについては同じような給与体系でやってあると。やはりそれは資格が付与された部分で高くなるのか、それとも上で、上へ行くにしたがって押さえつけられるのか、それともどうするのかというのは給料表が若干違ってきますので。そういうものを1つつくってあるということで、この給与制度というのはそういう部分のことで考えてございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） よくわからない。

結局、要するにそういう技術的な専門的な人については別に給料表をつくって、それプラス技術何とか手当とかそういうものがつくのか、それとも単なる技術的、そういう専門職もね、この給与の枠をつくって別途でやるのかという、その辺のところを確認したい。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 先ほども言いましたように別途です。行政職、何々職で、例えば検査員なら検査員職というのがあれば、それを給料表としてやりますんで、それが幾つかあるから複線型給与制度というような言い方を言うてございます。ですから、おのあの行政職以外の方がそれに当てはめるように給料表をつくってあると、そういうことでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今はその再任用のところで、あとは早期退職優遇制度とありますよね。
これは今までは本市ではなかったんですね、早期優遇制度というのは。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 以前ありましたけれども、それはもう廃止いたしました。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） またこれも廃止したということは、復活したということですよね。するということですよね。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） これはまだやるとかそういうんじゃなくて、こういう方針をしていくという指標の冊子なんです。ですんで、具体的にはどうしていくかというのは、先ほども言いましたように、その年度年度でことしはこうしていく、ああしていくという、そういうプログラムをつくってまたお示ししていくというようなことのでございますので、これを今やっているとかやらないとか、そういう部分のものではございません。将来的にこういうことをやっていきたいと。特に人材育成基本方針については、10年を一つのサイクルにして見直しをしていくというような考え方をしていますので、その中でこれを、示されたことをやっていきたいということで出しておりますので、今はやっております。

ですので、早期退職についても検討していくというようなことで、最終的にそれをどうしていくかというのは今後の課題となって出てきます。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほど有泉委員がもう少し詳しいものをという話があって、出していただけたということでしたけれども、いつごろになるのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 年度内に委員のお手元にはお渡しできるように言っておきます。
4月からの施行でございますので、年度内にお渡しできるように体制をとってまいります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。
齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 再三この辺のことについては、一般質問やら代表質問で取り上げた経過がありますんで、いいことをうんと列記してあるんですけども、できるだけね、これはぜひとも書いただけで終わらないで、よく吟味するところはいろいろあると思いますけれど

も、こういう方向で前提にして努力をいただきたいなど。これは要望で結構ですんで、よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

藤原議員。

○議員（藤原正夫君） じゃ、1点だけですね。先ほど名取委員さんの質問と関連するんですけども、22ページ、6番のまず専門職ということで、8番の民間企業からの採用ということなんですけれども、再三これも有泉議員やら、過去に一般質問等で専門職ということで、多分いろいろなことで、そちらのほうとしては検討なさることかと思っておりますけれども、特に土木建築なんかの場合に、積算、あるいは専門職がいないと、あるいは入札価格とかそういうことがありますけれども、最低価格とかあるんですけれども、ちょっとそういう面で、例えば入札して業者がとる。余りにも価格が低いんじゃないか。どういう内容でどういうということが余り甲斐市の場合、ちょっと明確でないということも聞いておりますので、ぜひこの専門職というのを優先的に入れてほしいということ、これは要望でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか、答弁はね。

○議員（藤原正夫君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次人材育成基本方針骨子（案）についてを終了します。

次に、6番、退職手当支給水準の引下げについてということで、人事課から、担当より説明をお願いいたします。

望月係長。

○給与係長（望月新路君） 給与係の望月と申します。よろしくをお願いします。

資料の23ページをお願いします。

山梨県市町村総合事務組合退職手当条例改正（案）の概要についてご説明いたします。

退職手当について、官民比較調査結果等を踏まえ、官民格差平均402万6,000円の全額を解消するために、支給水準を段階的に引き下げる条例改正案であります。

この改正案は、国家公務員退職手当法及び山梨県職員退職手当条例の一部改正に準じて調整率を表のとおり段階的に引き下げるものであります。現行は100分の104、第1段階として、平成25年4月1日から平成25年9月30日の間に退職する職員については100分の98、第2段階として、平成25年10月1日から平成26年6月30日の間に退職する職員は100分の92、第3段階として、平成26年7月以降、退職する職員については100分の87と、段階的に引き下げるものです。

この調整率は、退職理由及び勤務年数にかかわらず、すべての退職者に適用され、施行予定は平成25年4月1日となっております。

国家公務員においては、平成25年1月1日から第1段階の引き下げが開始されており、第2段階以降については、国家公務員と期間は同じとなっております。

この退職手当条例改正（案）は、今月28日開催予定の組合議会定例会に上程される予定であります。

以上で概要の説明を終わります。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がございますでしょうか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この間、1カ月ぐらい前に問題になったやつですよ。こういう例えばこの年度初めに改定するんであれば、この間みたいなごたごたみたいなことはないんでしょうけれども、例えばこの6カ月とか9カ月というのがあるじゃないですか。これ中途半端な月になるんだけれども、こういうものはどうやって決めるんですか。この6カ月とか9カ月というのは。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） これは国からおりてきたこの期間なんで、いたし方、私たちではどうしようもないし、共済組合で国から指示といいますかね、閣議決定された部分を使って出しておりますので、こういうふうな書き方になってございます。ですので、10月という区切りと7月という区切りでおかしい格好になっていきますけれども。要は、市町村職員にとっては4月が切りかえですので、この3段目ですね、100分の92が来年の3月退職される

方が該当になります。ことしの退職される方は全然影響ないということで、来年の3月退職される方が平成25年10月1日から平成25年6月30日に該当される。その下の26年7月1日が再来年に退職されるということで、うちの職員にも理解をさせてございます。額でもって大体推計でいきますと、そういうようなお話をしてございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 今、部長の答弁の中で、ことし退職する人は影響ないと言ったんだけど、ことし4月に退職する方たちは150万ぐらいはという話を聞いたんだけど、それは違いますか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 3月1日施行でしたら、3月31日に退職でございますので、該当になります。4月1日ですので、3月31日に退職の職員は該当になりませんので、今般はその150万という数字は減額されないでそのままいくと。次年度は、今度は、この2段目が150万ですので、もっと多くのカットがされるのが3段目でございますけれども、それが来年の3月退職される方はその段階、100分の92のほうへ一遍にいてしまいます。3月の退職をされる方です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） じゃ、今回の人は免れたということだね。まあいいや。

それで、来年、これでもって100分の92、これでもっていくと、金額で大体どのくらいですか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 来年の3月31日ですか。要は、ここにいます来年の10月1日以降にやめてしまったらこれに該当しますので、来年の通常1年勤務していますので、そうしますと大体三百二、三十万。

それで、また質問が来ると思いますがけれども、その次年度の最終で、先ほど言いました402万ばかりがその次、翌年ですね、再来年の退職者は400万減るということで理解してもらいたいということは言っています。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それでちょっとさっきの人材育成基本方針の骨子のところにひっかかってくる部分が出てくると思うんだけど、早期退職優遇制度は、今年度で1次、18年の

制定にはないと。これは第2次には検討するという答弁があったですね。そうすると、ここでこういう関係が生じてくる可能性はありませんか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 早期退職優遇制度、今導入してございません。来年、再来年導入していくかというのは今後の検討に入るんですけども、これ自体に、要は導入しても、導入したら退職金の制度には若干影響があるんですけども、今のところそれは考えないで、とにかくこの共済組合で決めていただきました100分の92と100分の87で、変えた制度で移行していくというようなことは、その早期退職とは若干切り離していただいた中でやっていきたいと考えてございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これについては、職員組合なんかとはやりとりはあるんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） これにつきましては、改正が共済組合でございますので、上部団体の県の自治労と共済組合が協議をした中でまとめてくると思います。ですので、2月28日に上程される予定になってございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 今これ削減されてきているんですけども、これ以外に国家公務員の給料と地方の給料を比較した場合は地方がいいということで、これ以外にもまだ給料削減ということについては、本市にはどうですか、どういう影響があると。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 国から各自治体、山梨県に総務大臣から通達がございました。県は、まだ最終的に県も判断してございませんけれども、県下の自治体は県と並ぶような格好になるんじゃないかなと思います。ただ、国の中では、考え方としては、ラスパイレス指数で判断するのかなと。今、本来の国のカットしなければ、国家公務員を100とした場合、うちの場合、甲斐市は96.5%なんです。ですので、それでしたら問題ないわけですけども、7.8%削減した場合になりますと、それを100にするとうちのほうが逆に104.3になってしまうんです。ですので、7.8%下げるのか、4.3%下げるのか。そういう部分も県もどうしていくかという、その状況を見ながら検討していくということで、今どうこうというのはちょっ

とこの場ではご返事できません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 多分これ対象になるのは100分の92の人が多んじゃないかなと思うんですけどもね。これで一応対象とされる人数という、この時点のところまでどれくらいの減額というか、人件費が下がるんですか。退職手当が総額で。26年の3月退職すると言ったかな。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 6,300万ぐらい、削減じゃないですけども、みんな減になるということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 甲斐市の条例じゃありませんので、総合事務組合の条例ということですが、こういうような形で今なるということで、ご承知おき願いたいと思います。

続いて、委員以外の傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で退職手当支給水準引下げについてを終了いたします。

次に、人事課関係のその他に入ります。

人事課より、報告等がございましたら。

高鳥係長。

○人事係長（高鳥 悟君） 補正予算についてご報告をさせていただきます。

職員の健康診断の委託料についてでございますけれども、当初の見込みより受診者が多く、上回ったものですから、3月の議会のほうで増額の補正予算をお願いする予定であります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 何かお聞きすること。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員から、人事課関係で何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、以上をもちまして、人事課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時45分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番の地域防災計画改訂について、消防防災対策室より説明をお願いいたします。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

地域防災計画の改訂について説明をさせていただきます。

資料の24ページになります。お願いいたします。

平成24年12月14日に開催された総務教育常任委員会において、議会からの意見、提言についての対応をさせていただきました。この対応については、2月6日に開催されました防災会議において、①、②、③、④につきましては承認を得ましたので、報告をさせていただきます。

次に、（2）のパブリックコメントの結果報告についてであります。

平成24年12月3日から25日まで、ホームページ等において募集をしましたが、意見、提言等はありませんでした。

（3）の山梨県地域防災計画の見直しについてであります。

平成24年12月に山梨県の地域防災計画が見直されたことにより、県計画の修正を反映しまして、市の計画にも見直しがありました。

①の広域避難についてでございます。これについては、県が自治体間の区域を越える避難者を把握して受け入れ先の調整を行い、市は、他の自治体との応援体制や受け入れ施設の選

定などの整備をしていくことを記述しております。

②の救援物資についてでございます。これについては、市は、災害時に国・県に対して不足している救援物資を求められるとし、国・県は、緊急を有すると認められるときは、市からの要請を待たずに物資の供給について必要な措置ができることを記述しております。

25ページになります。

市が被災した場合の情報収集についてでございます。災害で庁舎が被災したり、市の機能が停止した場合で、県に被害状況等の報告ができなくなったと認められるときは、県の職員が本市の被害情報の収集活動に努めてもらうことを記述しております。

④の防災教育についてでございます。これにつきましては、住民の防災に関する資質を高めるため、各種災害に対する認識を深めるよう、市、県、防災関係機関と防災知識の普及教育を図ることを記述しております。

(4)のその他でございます。

こちらについては、指定場所の変更、詳細事項の明記等しております。

①の飛行場外離着陸場の変更については、双葉スポーツ公園駐車場を除外して、島上条公園を追加しました。これは、双葉スポーツ公園駐車場に体育館が建設されたことにより、使用ができなくなったことと、島上条公園においては芝生広場が新たに離着陸場として許可されたことによります。

②の指定避難場所の変更についてでございます。指定避難場所の中下条公園については、避難所としての建物がなく、災害時において避難生活に支障を及ぼすことから、関係する自治会との協議を行い、変更したものです。自治会のうち、敷島新町、町屋、町屋南、寺前の自治会を敷島小学校に、松島団地、さつき野の自治会を敷島中学校に変更するものでございます。

③のボランティアセンターの予定地についてでございます。地域防災計画において、複数の予定地を定めるとだけ明記されておりました。関係部署と協議をした中、敷島・竜王・双葉保健福祉センター、竜王武道館、敷島体育館、双葉公民館の6カ所を定めたものでございます。

次に、④医療救護所の設置についてでございます。こちらについても設置場所が定められていませんでした。災害時の医療活動がスムーズにできるよう具体的に定めておいたほうがよいとの意見をいただきまして、関係課との協議を行い、竜王・敷島・双葉の保健福祉センターを災害時の医療救護所として決めました。今後、医師会とも運営などの協議を図ってい

く予定でございます。

今回の改訂について、防災会議で地域防災計画の承認をいただきましたので、この計画を新たな指針としまして、各マニュアル等の修正、作成について、関係する所属等々の協議を行うとともに、甲斐市地域防災計画を県に提出をするとともに、また、概要版を作成して全戸配布する予定となっております。委員さん方のお持ちの赤い表紙の甲斐市地域防災計画は、冊子の印刷が整いましたら議会事務局を通して差しかえをさせていただく予定になっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 最後の4番のその他のところで、新規の災害ボランティアセンター予定地と医療救護所の設置というところで、これが福祉センター、両方なっていますよね。ボランティアセンターと、それから医療救護所。やっぱり同じ福祉センターに2つの組織というか、そういうものが入るわけですよね。これというのは、大丈夫なんですか。救護と医療のものがここに入ってくるわけじゃないですか。それで一方側は6カ所あるから、どうなのかなと思うけれども、福祉センターのほうにこれ両方入るということですよね。その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ボランティアセンターのほうにつきましては、各福祉センターのほうに社会福祉協議会等が入っておりますので、そちらのほうでもってスムーズな対応ができるものと考えております。

また、医療救護所の関係につきましても、その施設において健診とかを行っておりますので、その辺でもってある程度の手順等ができるものと考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 2つのそういう役割が同一場所に入って、例えば災害が起きたときに、そういう部分が両方集中するわけですよね。そうすると混乱が生じなくて、その機能が果たして果たせるのかという、その辺のところの検討というか、そこら辺はどの程度したんです

か。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） それにつきましては、各ボランティア、あるいは医療関係双方がお互いに協力をし合っていくほうが施設のにもまとまりがつくというような中でもって、一応考えております。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、ちょっと確認ですけれども、その他の②で指定避難場所なんですけれども、中下条公園が指定避難場所であった自治会のうちとあるんですけれども、それでここに4つの自治会が書かれているんですけれどもね、この「うち」というのはほかにもあるということだと思っただけけれども、この区分けはどういう解釈でいいのかな。

それとあと1点、松島団地とさつき野を敷島中学校に変更したという、この理由はどんなものなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災係長（望月映樹君） 指定避難場所の変更につきましてはですけれども、今まで中下条公園がそちらに書いてあります6つの自治会が中下条公園でありました。距離的にいきますと、学校区だとかいろいろあるんですが、敷島中学校にすべてのものをですね、雨天の場合は今まですべて敷島中学校というようなことの計画をしていたんですが、敷島中学校のほうに多く集まり過ぎるといふ配慮がありまして、4つの自治会を敷島小学校、それから2つを中学校とさせていただきました。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を続いて許します。

ございますか、質疑。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 別に大したあれではないんですが、4番のその他の、今出ました災害ボランティアと医療救護所の設置についてのこの書き方なんです、例えば敷島・竜王・双

葉保健福祉センターとですね、それから竜王・敷島・双葉の保健福祉センター、これは同じことですか。何か意味が、並べ方が違うんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 全く同じでございます。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 意味があるんじゃないかこれでもいいんですけれども、同じほうがいいような気がするんですが。どうなんでしょうかね。例えばボランティアセンターの中心は敷島なのかなと。医療のほうは竜王が先に書いてあるから中心なのかな、そんな感じもした。そうではないんですかね。そうじゃないんですよ。だったら同じほうがいいかもしれない。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災係長（望月映樹君） すみません、紛らわしいところなんです、一応作成の意図としまして、ボランティアセンターについては社協の本部が敷島の保健センターにあるということで、まず敷島を書かせていただいて、あと、医療のほうにつきましては、建制順といえますか、竜王、敷島、双葉ということで表示をさせていただきました。よろしくご理解お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

以上で地域防災計画改訂についてを終了いたします。

次に、消防防災対策室関係のその他に入ります。

消防防災対策室より、報告等がありましたらお願いいたします。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 消防防災対策室から、3月議会において条例の一部改正についてのお願いをするものでございます。

条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部が改正されましたので、それに関連します防災会議条例及び災害対策本部の条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件については、また定例会で、案件でございますので、またそちらで質疑をしていただきたいと思います。

次に、消防防災対策室関係で、委員より特にお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして、消防防災対策室関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時00分

○委員長（米山 昇君） 引き続き会議を再開いたします。

次に、8番のその他に入ります。

まず初めに、市民窓口課より報告がありますので、お願いいたします。

清水市民窓口課長。

○市民窓口課長（清水春雄君） お疲れさまです。

市民窓口課の平成24年度の歳入についての3月補正をお願いいたしたいと思います。

これは、外国人登録法の処理に関する経費としまして、従来の外国人登録事務委託費ということで国から交付されていましたが、ご承知のとおり昨年7月に外国人登録法が廃止されました。それに伴いまして、国のほうから交付決定が来ましたので、補正減をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましては、また定例会の案件ですので、質疑を省略させていただきます。

次に、市民活動支援課より報告がありますので、お願いいたします。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課の関係で3月補正をお願いをする予定のものについてでございます。

1つは、市民温泉の指定管理料の補正でございます。市民温泉の指定管理者でございます山梨交通から、最近の燃料費の高騰、それから電気料の値上げがとりわけ負担増となってい

るということで、指定管理料の変更協議を受けているところでございます。物価の変動などによりますリスクは、第一義的には指定管理者が負うべきというのは基本原則でございますけれども、今般は予想外の負担増ということで、指定管理料の追加もやむを得ない状況だと考えてございます。燃料費と電気料の高騰部分の一部を補填するような形で指定管理料の補正をお願いする予定でございます。

それからもう一つでございますが、住宅新築資金等貸付事業の特別会計におきまして、計画どおりの貸付金の返済確保が見込めない状況でございますので、一般会計からの繰出金につきまして、補正をお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましても、補正の件でございますので、また補正の審議の中でご意見をいただきたいと思っております。

特になければ、次に、市民窓口課及び市民活動支援課関係で、特に委員から、お聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、以上で市民窓口課の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時04分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育総務課より報告がありますので、お願いいたします。

奥野教育総務課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） どうもご苦労さまです。

今定例会に教育総務課のほうで補正を予定しておりますので、事前に報告をし、内容をまたご審議いただくために、事前に内容説明をさせていただきたいと思っております。

企画財政課長のほうからも説明があったと思っておりますけれども、緊急経済対策の関係で、交

付金の対象事業ということで、竜王北小学校の給食室、竜王東小学校の体育館、あとは通常
の環境改善の交付金で、玉幡小学校の大規模改修もございます。この3事業につきまして、
前倒しの予算を今定例会でお願いをするものでございます。

なお、工期等はございませんので、25年度に3事業とも繰り越しということでご説明をさ
せていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

このほか、同じく学校管理費でございますけれども、新学期の生徒増等に伴いまして、竜
王南小学校、双葉東小学校におきまして教室の増がございます。その関係の諸経費も今定例
会で補正増ということでお願いをする予定でございます。

以上5件でございますけれども、事前にご報告をさせていただきます。よろしくお願い申
し上げます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましては、補正予算の関係でございますので、質疑は省略させていただき
たいと思います。

次に、学校教育課から報告がありますので、お願いいたします。

小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林 修君） 学校教育課からですが、3月議会で補正を予定しておりまし

て、給食センターの光熱費の食材料費や各学校の給食の食材料費、それから幼稚園就園奨励
費の決算見込みによる減額補正がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件も同じく定例会の案件でございますので、また質疑を省略させていただきます。

次に、生涯学習文化課より、報告がございますのでお願いいたします。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、生涯学習文化課からお願いいたします。

3月議会に伴います補正、条例の一部改正についてお願いをするものです。

補正については、需用費の執行残、公民館改修工事等の執行差金、文化財の発掘調査の減
額等でございます。

また、条例の一部改正については、双葉公民館1階の教育委員会及び支所として利用して
いた事務室の改修に伴い、会議室として一般に利用貸し出しをするための公民館条例の一部
改正になります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましても定例会の案件ですので、質疑は省略させていただきます。

次に、スポーツ振興課より報告がありますので、お願ひいたします。

齊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） それでは、スポーツ振興課のほうから3月補正の関係ですけれども、県外スポーツ大会出場時の補助金、それから自治会の体育事業補助金、これについて、県外大会へ出る団体がふえました。また、自治会の体育事業、運動会、また軽スポーツ等を実施していただいている自治会がふえました関係で、補正の増額をお願ひするものです。

それから、条例改正の関係で、甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正ということで、これにつきましては、竜王地区に竜王武道館がございます。竜王武道館の利用団体がかなりふえてきました。それで、中学校の武道場を1つ、社会体育施設として開放してくれないかという要望が多いものですから、予定は玉幡中学校の武道場を予定しておりますけれども、中学校の武道場1つを社会体育施設として開放するために条例の一部改正をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましても定例会の案件ですので、質疑は省略させていただきます。

次に、教育部関係で委員から特にお聞きしたい点がございましたらお願ひいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、それでは、以上をもちまして教育委員会関係のその他を終了させていただきます。

次に、その他で事務局からありましたら、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかには委員からは何かございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時09分